

南大江東連合振興町会会則

(令和7年7月19日)

南大江東連合振興町会会則

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務所)

この総則は大阪市地域振興会要綱により中央区地域振興会の会則に基づいたものである。本会は南大江東連合振興町会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 (目 的)

本会は、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めると共に、大阪市政及び中央区政の円滑化並びに日本赤十字社の事業への協力をもって地域社会の福祉の増進とその向上を図ることを目的とする。本会は目的を達成するために、次のことを行う。

1. 中央区地域振興会との連絡を図り、事業の計画・推進並びに助成を行う。
2. 日本赤十字社大阪府中央区との連絡調整及び日本赤十字社の事業の円滑運営に協力をする。
3. 赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。
4. 本会と目的を一にする他の団体と連携協調し相互の円滑な運営を図る。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3条 (構 成)

本会は大阪市中央区内、南大江東地区の次の振興町会をもって組織する。

内久宝寺1丁目、広小路町、内安堂寺町通り1丁目、上町、内久宝寺町2丁目、竜造寺町、谷町4丁目、谷町5丁目、粉川町、十二軒町、内久宝寺町3丁目、和泉町1丁目、法円坂の以上13町会を構成員とする。

第2章 役員及び総会

第4条 (役 員)

本会は総則第3条にもとづいて構成し、構成員の中から次の役員を定めて、事業を遂行する。本会の役員は次の構成によるものとする。任期は2年とする。但し再任は妨げない。会長1名、副会長数名、会計部長1名、防犯部長1名、災害救助部長1名、災害救助副部長1名、環境衛生部長1名、社会福祉部長1名、社会福祉副部長1名、交通部長1名、総務部長1名、女性部長1名、庶務部長1名、会計監事2名、相談役若干名(但し町会長経験者より推薦する事ができる)。

第5条 (役員指名)

会長は本会会議の指名により、第8条の議決権行使者の2分の1以上の議決により任命をする。会長は事業遂行にあたり、必要な役員人事の指名をする。任命にあたり本人の承諾を得て、本会会議の承認にて決定する。役員の欠員が出来た場合、その補充は会長が指名・委嘱することが出来る。※但し任期は前任者の残任期間とする。

第6条 (会 議)

会議は必要に応じて開催することができる。ただし、会長が招集をし、会長が座長となる。その時の議案は、会議の議決権行使者の2分の1以上の議決をもって、これを決定する。

第7条 (権 限)

本会は、次の事項を決議又は承認する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事。
- (2) 事業報告及び決算に関する事。
- (3) 本会が実施する事業及び職務に関する事。
- (4) その他、本会の運営に関する事。

第8条（総会）

総会は年1回を原則とし、6月最終土曜日に開催する。事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、分担金計画、役員人事、その他会長が認めた案件について審議を行う。なお、議決権行使者は、各振興町会会長（会長欠席時の代理出席者）とする。議決権行使者の2分の1以上の議決をもって承認を得る。但し、必要に応じて会長が臨時総会を招集することができる。

第3章 会計

第9条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（会費）

本会の会費は、南大江東連合各振興町会割当分担金及びその他の収入をもってこれに充てる。分担金算出方法は、原則として前年度各町内会費で本会運営予算を按分して千円単位で四捨五入して算出する。なお、分担金は、総会終了後の翌々月迄に支払うものとし、振込手数料は受取人の負担とする。

第4章 附則

第11条（本会事業の目的）

本会の目的は、南大江東連合振興町会の会員又は会員以外の地域住民・企業で働く人の皆様の安全で安心して暮らせる町づくりを基本として、地域の文化向上、スポーツや運動による健康維持や管理の促進を事業とし、地域で支えあえる仕組みづくりや日常生活の中で暖かくて優しい心や手が届くような事業、子どもたちが将来「暮らしている皆様が胸を張って自慢の出来るふるさとづくり」スローガンとしての事業を行う。

第12条（会則の改廃）

本会則の改廃は第8条の議決権行使者の4分の3以上の決議によりこれを決定する。

第13条（懇親会の開催）

会長は懇親会を開催することができる。懇親会には、第4条で定められた役員、南大江西連合振興町会会長、中央区区長、役所より若干名および会長が承認した者が参加できる。南大江西連合の振興町会会長と第三条の各構成員およびその代理出席者1名以外の参加者は当日1人3,000円を負担するものとする。懇親会を開催しない年度は、翌年度の賦課金で調整する。

第14条（施行期日）

この会則は平成26年6月29日より実施する。

平成26年8月24日第5条役員の項を1部変更・改定する。

この会則は令和4年5月28日より実施する。

第3条構成の項を1部変更・改訂する。

第4条部の項を1部改訂する。

第5条役員の項を1部改訂する。

第9条総会の項を1部追加する。

令和7年7月19日第3条の1部変更・改定、第4条部の削除、旧第6・7条の1部変更・改定、旧第9条全面改訂、旧第11条分担金算出方法の項を1部変更・改定、旧第13条決議者の改定、新第13条懇親会の開催を新設し、第14条の改定を行う。